

寄居町エネルギー価格高騰対策運送事業者等支援金

町では、エネルギー価格等物価高騰の影響を受けている運送事業者の支援として支援金を交付します。

支援金額

業種	1台あたりの支援金額
一般貨物自動車運送事業者	5万円
一般貸切旅客自動車運送事業者	
貨物軽自動車運送事業者	2万5,000円
自動車運転代行業者	

※令和7年6月1日時点において、町内の営業所において所有または使用している自動車検査証有効期間内の車両。

交付対象

町内に営業所を有する法人または個人であって、現に事業を継続しており、町税に滞納がなく、寄居町地域公共交通運行継続支援金の申請を行っていない次のいずれかの事業を営むもの

- ・貨物自動車運送事業法第3条に規定する国土交通大臣の許可を受けた一般貨物自動車運送事業者
- ・貨物自動車運送事業法第36条第1項に規定する国土交通大臣に届出をした貨物軽自動車運送事業者
- ・道路運送法第4条に規定する国土交通大臣の許可を受けた一般貸切旅客自動車運送事業者
- ・自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律第4条に規定する埼玉県公安委員会の認定を受けた自動車運転代行業者

申請方法

提出書類を、窓口又は郵送にて申請してください。
【提出先】
〒369-1292 寄居町大字寄居1180番地1
寄居町役場 産業振興企業誘致課 宛て

申請期間

令和7年6月16日（月）
～8月29日（金）
※郵送の場合は8月31日（日）消印有効
（予算額に達した時点で受付を終了）

提出書類

- ①申請書兼請求書（様式第1号）
- ②事業の許可証または認定書の写し
- ③支援対象車両の自動車検査証の写し
※令和5年1月以降の新様式となった自動車検査証については、自動車検査証記録事項の提出もお願いいたします。
- ④申請者名義の通帳（金融機関名・支店名・口座番号・口座名義の記載箇所）の写し

お問い合わせ

 寄居町産業振興企業誘致課
048-581-2121(内線412) 受付：平日8:30～17:15



町公式ホームページ